

※ 処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
--------	------	-------	------	------

平成 年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

※ 処理事項

発信年月日 検査 台帳登載 徴収簿登載 申告年月日

通信日付印 確認印

解散法人の所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話 )

(ふりがな)

解散法人の名称

(ふりがな)

清算人自署押印 経理責任者自署押印

従前の事業種目

資本金の額 又は出資金の額 ( 兆 十億 百万 千 円 )

資本金等の額

平成 年 月 日 解散の道府県民税の事業税の申告書 ※

事業税			道府県民税					
清算所得金額の総額			兆	十億	百万	千	円	
課税標準となる清算所得金額						000		
事業税額 (30 × $\frac{100}{100}$ )						00		
既に納付の確定した所得割額	清算業年度の各分	平成				00		
		平成				00		
		平成				00		
		平成				00		
	一部分配分	平成				00		
		平成				00		
	計					00		
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額						00	
	この申告により納付すべき事業税額 (31 - 32 - 33)						00	
	解散登記の日		平成 年 月 日					
残余財産確定の日		平成 年 月 日						
この申告に係る残余財産分配予定日		平成 年 月 日						
利息割る額計に算	利子割額 (控除されるべき額)		21					
	控除した金額 (5と21のうち少ない額)		22					
	控除しきれなかった金額 (21-22)		23					
	既に還付を請求した利子割額		24					
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (24-23 (10))		25					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			26					
還付	予納額		27					
	利子割額		28					
請求	還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)					
	特別区分の課税標準額		17				000	
	同上に対する税額 (17 × $\frac{100}{100}$ )		18					
	市町村分の課税標準額		19				000	
同上に対する税額 (19 × $\frac{100}{100}$ )		20						
道府県民税額			1					
法人税法の規定によって計算した法人税額			2					
法人税法第100条の規定による所得税額の控除額			3					
課税標準となる法人税額 (1+2)			4			000		
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額			5			000		
法人税割額 (3又は4 × $\frac{100}{100}$ )			6					
利子割額の控除額 (控除した金額 (2))			7					
差引法人税割額 (5-6)			8			00		
既に納付の確定した法人税割額			9			00		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額			10			00		
この申告により納付すべき法人税割額 (7-8-9+10)			11			00		
算定期間において事務所等を有していた月数			12				月	
円 × $\frac{12}{12}$			13				00	
既に納付の確定した当期分の均等割額			14				00	
この申告により納付すべき均等割額 (13-14)			15				00	
この申告により納付すべき道府県民税額 (11+15)			16				00	
東京都に申告する			17				000	
同上に対する税額 (17 × $\frac{100}{100}$ )			18					
市町村分の課税標準額			19				000	
同上に対する税額 (19 × $\frac{100}{100}$ )			20					

関与税理士 署名押印 (電話 )